

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

雇用保険の基本手当の手続を行う 公共職業安定所に関する取扱いの積極的な周知

-行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん-

総務省近畿管区行政評価局(局長:茂垣栄一)は、次の行政相談を受け、近畿管区行政 評価局行政苦情救済推進会議に諮り、同会議において示された意見を踏まえて、平成29年 5月29日、兵庫労働局にあっせんしました。

(行政相談の要旨)

私は、兵庫県西宮市に住んでおり、会社を退職したため、神戸市内で新たな就職先を見つけたいと考えている。そこで、西宮公共職業安定所に出向いて雇用保険の受給手続をしようとしたところ、「神戸市内で就職先を探したいのであれば神戸公共職業安定所でも手続することができる。ただし、一度手続を行う窓口を選択すると変更することはできないので、受給資格の決定に必要な手続とその後の失業の認定に必要な手続は、同一の公共職業安定所(以下「安定所」という。)で行わなければならない。」旨の教示を受けた。

このため、求職活動に影響が出ないよう神戸安定所で当該手続を行うこととしたが、西宮安 定所に出かけた半日が無駄になってしまった。このようなことが発生しないようにしてほしい。 (注)本相談は、兵庫行政評価事務所が受け付けた相談である。

(制度の概要及び調査結果)

- ① 雇用保険は、雇用保険法に基づき、労働者が失業した場合等に必要な給付を行うなど、労働者の 生活や雇用の安定等を図る制度
- ② 雇用保険の基本手当の受給の手続を行う安定所は、住所又は居所の管轄安定所。しかし、同一労働局の管轄内であって、就職希望地が利用しようとしている安定所の管轄地に含まれており、当該安定所で積極的に求職活動を行うことが必要であると当該安定所の長が認める場合に限り、当該安定所でも手続が可能
- ③ 相談があった安定所の上部機関である兵庫労働局管内では、②の取扱いについて、安定所の窓口においてのみ周知。このため、安定所に行かなければ容易には確認できない状況

(あっせんの内容)

兵庫労働局は、雇用保険の基本手当の受給資格者及び受給者の負担軽減及び利便向上の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 現在の取扱いである基本手当の支給を受けようとする者が、住所又は居所の管轄 安定所だけでなく就職を希望する地域の管轄安定所でも手続が可能であること、及 び当該手続開始後は安定所の変更が認められないことについて、支給を受けようと する者が事前に把握できるようホームページ等で周知を図ること
- ② 本あっせんの趣旨について、他の労働局に周知すること

(あっせんの効果)

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、あらかじめ就職を希望する地域の管轄安定所での手続について検討することが可能となり、雇用保険の支給を受けようとする者の負担の軽減、時間の節約等に結びつく。

制度の概要

○ 雇用保険の手続を行う安定所について

基本手当の受給手続を行う安定所は、以下の①又は②とされている。

- ① 住所又は居所の管轄安定所(以下「住居所管轄安定所」という。)
- ② 住所又は居所を管轄する安定所以外の安定所であって、就職を希望する地域の管轄安定所(以下「就職希望地管轄安定所」という。)における手続を希望し、就職希望地管轄安定所長が以下の(イ)、(ロ)の要件のいずれにも該当すると判断した場合は、就職希望地管轄安定所
 - (イ) 同一労働局の管轄内
 - (ロ) 就職希望地が、利用しようとしている安定所の管轄地に含まれており、当該安定 所で積極的に求職活動を行うことが必要であると認める場合
- (注) 厚生労働省の業務取扱要領等に基づき、当局が作成した。

近畿管区行政評価局の調査結果

○ 兵庫労働局における現行の取扱いの受給資格者への周知状況

兵庫労働局は、基本手当の受給手続を行う安定所について、①離職者に対する企業からの離職票送付時の配布資料「離職されたみなさまへ」(兵庫労働局作成)、②安定所来所者への配布資料「管轄外のハローワークで雇用保険の手続を希望する方へ」(兵庫労働局作成)及び③兵庫労働局ホームページにより、受給資格者に周知している。

しかし、同局は、支給を受けようとする者が希望した場合に就職希望地管轄安定所でも雇用保険の手続が行える現行の取扱いについて、安定所窓口で配布する上記②の資料では説明しているものの、上記①の離職時送付資料及び③の同局ホームページでは説明しておらず、受給資格者が、住居所管轄安定所へ出頭する前に容易に確認できない状況となっている。

○ 兵庫労働局が現行の取扱いの周知を限定的に行っている理由

基本手当の受給手続は、原則、住居所管轄安定所で行うこととされており、就職希望地管轄安定所での手続は、受給資格者が同一労働局管内に居住し、就職希望地が利用しようとしている安定所の管轄地に含まれており、当該安定所で積極的に求職活動を行うことが必要であると就職希望地管轄安定所長が認める場合という特例扱いであることから、積極的に広報する内容ではないと考えている。積極的に広報した場合、利用者が増大する安定所の窓口サービスの低下が懸念されることから、限定的な周知にとどめている。

近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議の意見

雇用保険の保険料は、労働者も一部負担していることから、労働者側のニーズに応えていく必要がある。そのため、就職希望地管轄安定所でも手続できる現状の取扱いの周知について、労働者の負担を軽減させるために、改善を求めることが望ましい。

【 近畿管区行政評価局 行政苦情救済推進会議 】

行政苦情事案の処理等に当たって、学識経験者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的としたもの(昭和57年7月発足)

≪ 構 成 員 ≫ (平成 29 年 3 月現在)

(座長) 児玉 憲夫 弁護士、元大阪弁護士会会長

黒川 芳朝 社会福祉法人 大阪水上隣保館理事長

砂田 八壽子 NPO 法人 関西消費者連合会消費者相談室長

田毎 照隆 近畿行政相談委員連合協議会会長

平松 毅 元関西学院大学法学部教授

藤原 幸則 公益社団法人 関西経済連合会理事

山谷 清志 同志社大学政策学部·大学院総合政策科学研究科教授

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 首席行政相談官室(辻崎、北村)

電話:06-6941-8166 FAX:06-6941-8988